

2 歳 入

(款) 1 町 税

(項) 1 町 民 税

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1個 人	774,477	799,655	△25,178	1現年課税分	765,977	○均等割 21,977 1月1日時点で町内に居住している個人等に対して、地方税法等の規定により課税するもの 均等割：3,000円
						○所得割 744,000 1月1日時点で町内に居住している個人に対して、地方税法等の規定により課税するもの 所得割：課税標準の6%
				2滞納繰越分	8,500	○滞納繰越分 8,500 前年度より繰越される個人町民税の滞納分で、当年度に納税が見込まれるもの
2法 人	29,250	29,450	△200	1現年課税分	29,100	○均等割 21,900 町内に事業所を有する法人に対して、地方税法等の規定により課税するもの 均等割：資本金額・町内従業者数に応じて年額5万円～3百万円
						○法人税割 7,200 町内に事業所を有する法人に対して、地方税法等の規定により課税するもの 法人税割：法人税額に対し標準税率12.3%
				2滞納繰越分	150	○滞納繰越分 150 前年度より繰越される法人町民税の滞納分で、当年度に納税が見込まれるもの
計	803,727	829,105	△25,378			

(款) 1 町 税

(項) 2 固定資産税

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1固定資産税	723,145	724,827	△1,682	1現年課税分	713,545	○土地 308,216 1月1日時点で町内に土地を所有する者に対して、地方税法等の規定により課税するもの 税率：土地課税標準額の1.4%
				2滞納繰越分	9,600	○家屋 314,382 1月1日時点で町内に家屋を所有する者に対して、地方税法等の規定により課税するもの 税率：家屋評価額の1.4% ○償却資産 90,947 1月1日時点で町内に償却資産を所有する者に対して、地方税法等の規定により課税するもの 税率：償却資産評価額の1.4%
計	723,145	724,827	△1,682			○滞納繰越分 9,600 前年度より繰越される固定資産税の滞納分で、当年度に納税が見込まれるもの

(款) 1 町 税

(項) 3 軽自動車税

1軽自動車税	25,000	24,160	840	1現年課税分	24,730	○原動機付自転車 1,320 4月1日時点の原動機付自転車の所有者に対して、地方税法等の規定により課税するもの 原付第1種：1,000円、原付第2種（乙）：1,200円、 原付第2種（甲）：1,600円
--------	--------	--------	-----	--------	--------	--

(款) 1 町 税

(項) 3 軽自動車税

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						○軽自動車 22,150 4月1日時点の軽自動車の所有者に対して、地方税法等の規定により課税するもの 二輪(250cc以下)：2,400円、四輪乗用営業用：5,500円、四輪乗用自家用：7,200円、四輪貨物営業用：3,000円、四輪貨物自家用：4,000円
						○小型特殊自動車 303 4月1日時点の小型特殊自動車の所有者に対して、地方税法等の規定により課税するもの 農耕作業用：1,600円、その他：4,700円
						○二輪小型自動車 928 4月1日時点の二輪小型自動車の所有者に対して、地方税法等の規定により課税するもの 二輪(251cc以上)：4,000円
						○その他 29 4月1日時点のその他軽自動車の所有者に対して、地方税法等の規定により課税するもの ミニカー：2,500円
				2滞納繰越分	270	○滞納繰越分 270 前年度より繰越される軽自動車税の滞納分で、当年度に納税が見込まれるもの
計	25,000	24,160	840			

(款) 1 町 税

(項) 4 町たばこ税

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1町たばこ税	90,800	83,000	7,800	1現年課税分	90,800	○現年課税分 たばこの消費に対して、地方税法等の規定により課税するもの 税率：5,262円/1,000本（旧3級品は2,495円/1,000本）
計	90,800	83,000	7,800			

(款) 2 地方譲与税

(項) 1 地方揮発油譲与税

1地方揮発油譲与税	22,000	23,000	△1,000	1地方揮発油譲与税	22,000	○地方揮発油譲与税 地方揮発油税（国税）総額の42/100を、道路延長1/2・道路面積1/2で按分し県を通じて譲与されるもの 交付時期：6月、11月、3月
計	22,000	23,000	△1,000			

(款) 2 地方譲与税

(項) 2 自動車重量譲与税

1自動車重量譲与税	51,000	52,000	△1,000	1自動車重量譲与税	51,000	○自動車重量譲与税 自動車重量税（国税）総額の407/1000を、道路延長1/2・道路面積1/2で按分し県を通じて譲与されるもの 交付時期：6月、11月、3月
計	51,000	52,000	△1,000			

(款) 3 利子割交付金

(項) 1 利子割交付金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1利子割交付金	4,000	4,500	△500	1利子割交付金	4,000	○利子割交付金 利子割額（県税）総額の59.4/100を、個人県民税の決算額の割合に応じて交付されるもの 交付時期：8月、12月、3月
計	4,000	4,500	△500			

(款) 4 配当割交付金

(項) 1 配当割交付金

1配当割交付金	4,000	3,500	500	1配当割交付金	4,000	○配当割交付金 配当割額（県税）総額の59.4/100を、個人県民税の決算額の割合に応じて交付されるもの 交付時期：8月、12月、3月
計	4,000	3,500	500			

(款) 5 株式等譲渡所得割交付金

(項) 1 株式等譲渡所得割交付金

1株式等譲渡所得割交付金	1,500	1,500	0	1株式等譲渡所得割交付金	1,500	○株式等譲渡所得割交付金 株式等譲渡所得割額（県税）総額の59.4/100を、個人県民税の決算額の割合に応じて交付されるもの 交付時期：3月
計	1,500	1,500	0			

(款) 6 地方消費税交付金

(項) 1 地方消費税交付金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1地方消費税交付金	113,000	113,000	0	1地方消費税交付金	113,000	○地方消費税交付金 地方消費税額（県税）総額の1/2を、市町村の人口1/2・ 事業所従業者数1/2で按分し交付されるもの 交付時期：6月、9月、12月、3月
計	113,000	113,000	0			113,000

(款) 7 ゴルフ場利用税交付金

(項) 1 ゴルフ場利用税交付金

1ゴルフ場利用税交付金	91,000	86,000	5,000	1ゴルフ場利用税交付金	91,000	○ゴルフ場利用税交付金 ゴルフ場利用税（県税）総額の7/10を、市町村のゴルフ 場所在面積に応じて交付されるもの 交付時期：8月、12月、3月
計	91,000	86,000	5,000			91,000

(款) 8 自動車取得税交付金

(項) 1 自動車取得税交付金

1自動車取得税交付金	28,000	23,000	5,000	1自動車取得税交付金	28,000	○自動車取得税交付金 自動車取得税額（県税）総額の7/10を、市町村道の延長 1/2・市町村道の面積1/2で按分し交付されるもの 交付時期：8月、12月、3月
計	28,000	23,000	5,000			28,000

(款) 9 地方特例交付金

(項) 1 地方特例交付金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1地方特例交付金	6,000	7,500	△1,500	1地方特例交付金	6,000	○減収補てん特例交付金 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の減収分 を補てんするために交付されるもの 交付時期：4月、9月
計	6,000	7,500	△1,500			

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

1地方交付税	1,080,000	1,080,000	0	1地方交付税	1,080,000	○普通交付税 地方公共団体がその財政需要に即した必要な財源を確保 できるよう国税5税（所得税・法人税・酒税・消費税・ たばこ税）の一定率が交付されるもの 〔算出基礎〕 ・基準財政需要額 2,909,243千円 ・基準財政収入額 1,574,850千円 ・臨時財政対策債 315,000千円 ・予算計上額 1,015,000千円（調整額等控除後） 交付時期：4月・6月・9月・11月
						○特別交付税 普通交付税の補完的な機能として、災害等の特殊な財政 需要に対して交付税総額の6%が交付されるもの 交付時期：12月、3月
計	1,080,000	1,080,000	0			

(款)11 交通安全対策特別交付金

(項) 1 交通安全対策特別交付金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1交通安全対策特別交付金	3,200	3,100	100	1交通安全対策特別交付金	3,200	○交通安全対策特別交付金 交通反則金収入額を、交通事故発生件数や人口集中地区人口を基準に按分し交付されるもの 交付時期：9月、3月
計	3,200	3,100	100			

(款)12 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

1民生費負担金	38,199	39,856	△1,657	1老人福祉費負担金	653	○老人保護被措置者及び扶養義務者負担金 老人福祉法及び老人保護措置費費用徴収に関する規則の規定により算出された負担金が、被措置者と扶養義務者から納入されるもの
				2児童福祉費負担金	37,545	○未熟児養育医療費負担金 未熟児養育医療費の給付に要する費用について、本人または扶養義務者から負担金として納入されるもの
						○保育所児童措置費保護者負担金 児童福祉法及び町保育料の徴収に関する規則に基づき、保育児童の保護者から負担金として納入されるもの
						○滞納繰越分老人保護被措置者及び扶養義務者負担金 科目設定
				3災害救助費負担金	1	○東日本大震災被災県救助費負担金 災害救助法第35条の規定に基づき、被災県に対して支弁

(款)12 分担金及び負担金

(項)1 負担金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						した救助費について、被災県から納入されるもの
2衛生費負担金	2,935	3,053	△118	1保健衛生費負担金	2,935	○比企保健医療圏寝たきり者歯科保健医療事業市町村負担金 2,935 寝たきり者の家庭訪問歯科診療等事業費に対する比企保健医療圏を構成する各市町村から負担金として納入されるもの
3教育費負担金	431	434	△3	1教育総務費負担金	431	○独立行政法人日本スポーツ振興センター保護者負担金 431 国、学校の設置者及び保護者の三者が負担している災害共済給付制度を運営する、独立行政法人日本スポーツ振興センター運営経費として保護者から納入されるもの 負担額：①一般児童生徒 (460円/人) ②準要保護児童生徒 (230円/人) ③町立幼稚園児 (200円/人)
△総務費負担金	0	5,335	△5,335			
計	41,565	48,678	△7,113			

(款)13 使用料及び手数料

(項)1 使用料

1総務使用料	872	872	0	1行政財産使用料	872	○庁舎用地等使用料 872 A T M ・ 電柱設置等の用地使用料として納入されるもの
2民生使用料	20	54	△34	1児童福祉使用料	20	○つどいの広場使用料 19 多世代活動交流センター条例に基づき、町外使用者から施設使用料として納入されるもの ○病後児保育使用料 1

(款)13 使用料及び手数料

(項)1 使用料

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
						病気回復期で集団保育が困難な児童を一時的に預かる保育サービス利用児童の保護者から使用料として納入されるもの
3衛生使用料	4	3	1	1地域下水処理施設使用料	4	○滞納繰越分 前年度より繰越される使用料の滞納分で、当年度に納入が見込まれるもの 4
4農林水産業使用料	963	1,195	△232	1農村センター使用料	10	○農村センター使用料 亀井農村センター条例に基づき、施設利用者から使用料として納入されるもの 10
				2活性化施設使用料	84	○活性化施設使用料 農村公園条例に基づき、施設利用者から使用料として納入されるもの 84
				3ふれあい農園使用料	756	○ふれあい農園使用料 特定農地貸付規定に基づき、農園利用者から使用料として納入されるもの 使用料:1区画につき 6,000円/年額 756
				4特産品販売施設使用料	113	○特産品販売施設使用料 特産品販売施設条例に基づき、施設利用者から使用料として納入されるもの 113
5土木使用料	5,927	5,940	△13	1土木使用料	5,927	○道路占用料 道路敷地内に設置を許可した物件(電柱、電話柱、地下埋設管等)について、道路占用料徴収条例に基づき許可事業者から納入されるもの 22社 5,660 ○準用河川占用料 準用河川敷地内に設置を許可した物件(地下埋設管)に 8

(款)13 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						ついて、準用河川占用料徴収条例に基づき許可事業者から納入されるもの 3社 ○公共物占用料 63 公共物（主に水路）の敷地内に設置を許可した物件（電柱、電話柱、ケーブル、橋等）について、公共物管理条例に基づき許可事業者から納入されるもの 8社 ○都市公園占用料 193 都市公園内に設置してある物件（電柱、電話柱等）について都市公園条例に基づき許可事業者から納入されるもの 4社 ○都市公園使用料 3 都市公園敷地内の使用を許可した行為（物品販売等）について都市公園条例に基づき許可事業者から納入されるもの 1社
6教育使用料	12,458	13,800	△1,342	1幼稚園使用料	5,688	○普通保育料 5,400 鳩山町立鳩山幼稚園保育料徴収条例に基づき、文部科学省が告示する幼稚園教育要領に基づく教育課程の保育を受ける園児の保育料として保護者から納入されるもの 園児1人：108,000円/年 ○預かり保育料 288 鳩山町立鳩山幼稚園保育料徴収条例に基づき、文部科学省が告示する幼稚園教育要領に基づく教育課程外の保育で鳩山町立幼稚園預かり保育規則に定める保育を受ける園児の保育料として保護者から納入されるもの 園児1人：200円/時間

(款)13 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

(単位:千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
				2公民館使用料	494	○公民館使用料 公民館条例に基づき、施設利用者から使用料として納入されるもの 対象施設：中央公民館、亀井分館、石坂分館 494
				3文化会館使用料	720	○文化会館使用料 1 文化会館条例に基づき、施設利用者から使用料として納入されるもの 2 文化会館条例施行規則に基づき、施設内の附属設備及び備品の使用者から使用料として納入されるもの 720
				4体育施設使用料	5,340	○社会体育施設使用料 体育施設条例に基づき、町内外の体育施設利用者から、使用料として納入されるもの 対象施設：亀井運動場、梅沢運動場、中央庭球場 小用庭球場、テニスガーデン、町民体育館 多世代活動交流センター運動場及び体育館 5,340
				5学校体育施設使用料	144	○学校体育施設使用料 体育施設条例に基づき、小中学校の体育施設利用者から、使用料として納入されるもの 対象施設：町立小中学校体育施設 144
				6集会所使用料	72	○石坂集会所使用料 石坂集会所条例に基づき、集会所施設の利用者から、使用料として納入されるもの 72
計	20,244	21,864	△1,620			

(款)13 使用料及び手数料

(項) 2 手 数 料

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						住民基本台帳記載事項証明書等の発行事務に係る手数料として納入されるもの 手数料収入見込：月平均実績 45,000円×12ヶ月 ○事務手数料 876 手数料徴収条例に基づき、印鑑登録証明書、身分証明書、不在住・不在籍証明書等の発行事務に係る手数料として納入されるもの 手数料収入見込：月平均実績 73,000円×12ヶ月 ○事務手数料（出張所） 474 手数料徴収条例に基づき、印鑑登録証明書、身分証明書、不在住・不在籍証明書等の発行事務に係る手数料として納入されるもの 手数料収入見込：月平均実績 39,500円×12ヶ月 ○住民基本台帳カード交付手数料 20 手数料徴収条例に基づき、住民基本台帳カードの交付に係る手数料として納入されるもの 手数料収入見込：500円×40枚
2衛生手数料	628	650	△22	1衛生手数料	628	○犬の登録事務等手数料 628 手数料徴収条例に基づき、犬の登録申請者から納入されるもの 登録手数料：3,000円/頭等
3土木手数料	43	51	△8	1土木手数料	42	○道路関係事務手数料 42 手数料徴収条例に基づき、道路台帳等の閲覧や境界証明書等の発行事務に係る手数料として納入されるもの 手数料収入見込：年間見込件数 210件×200円

(款)13 使用料及び手数料

(項) 2 手 数 料

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
				2都市計画手数料	1	○都市計画関係事務手数料 手数料徴収条例に基づき、用途証明書等の発行事務に係る手数料として納入されるもの
△農林水産業手数料	0	19	△19			
計	6,090	6,417	△327			

(款)14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1民生費国庫負担金	217,526	229,511	△11,985	1障害者福祉費国庫負担金	67,420	○介護給付費等負担金 障害者総合支援法に基づく、居宅介護、ショートステイ、生活介護、施設入所等の障害福祉サービス費等に対して交付されるもの 負担率：1/2	66,249
						○補装具費負担金 障害者総合支援法に基づく、補装具（義肢、車イス、補聴器等）給付費に対して交付されるもの 負担率：1/2	557
						○障害者自立支援医療費負担金 障害者総合支援法に基づく、更生医療・育成医療（心臓、関節形成手術等）給付費に対して交付されるもの 負担率：1/2	614
				2国民健康保険事業費国庫負担金	3,277	○国民健康保険保険基盤安定事業負担金 保険料の軽減の対象となった一般被保険者数に応じて、	3,277

(款)14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						平均保険料の一定割合が支援金として交付されるもの 負担率：1/2
				3児童福祉費国庫 負担金	146,829	○児童手当交付金 110,512 0歳から中学校修了前までの児童を監護する者に支給される児童の手当に対して交付されるもの 手当分負担率：受給資格者の区分に応じて定める額
						○未熟児養育医療給付事業負担金 293 未熟児養育医療費の給付に要する費用について、交付されるもの 負担率：1/2
						○保育所児童措置費負担金 36,024 児童福祉法の規定に基づき、保育所運営に要する経費に対して交付されるもの 負担率：5/10
計	217,526	229,511	△11,985			

(款)14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1民生費国庫補助 金	10,563	13,228	△2,665	1障害者福祉費国 庫補助金	2,690	○地域生活支援事業費補助金 2,559 障害者総合支援法に基づき、地域生活支援事業（日常生活用具給付事業、コミュニケーション支援事業、移動支援事業等）に対して交付されるもの 補助率：1/2以内
						○障害者程度区分認定等事務費補助金 131

(款)14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						障害者総合支援法に基づき、障害程度区分判定審査事務に要する費用に対して交付されるもの 補助率：1/2
				2児童福祉費国庫補助金	7,873	○子育て支援交付金 町が実施する子ども及び子育て家庭の支援に資する事業に要する経費に対して交付されるもの 補助率：補助基準額の1/2
2衛生費国庫補助金	968	1,080	△112	1保健衛生費国庫補助金	968	○がん検診推進事業補助金 国の要綱に定められた一定の年齢の者に対し、無料で検診を受診できるクーポン券・検診手帳を配布し、受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発、健康保持及び増進を図ることを目的とした「がん検診推進事業」を実施するための費用に対し、国が予算の範囲内で補助するもの 補助率：1/2
3土木費国庫補助金	38,000	156,800	△118,800	1都市再生費国庫補助金	38,000	○社会資本整備総合交付金 今宿・赤沼地区の都市再生整備計画に基づく事業に対して交付されるもの 補助率：40%
4教育費国庫補助金	28,036	5,110	22,926	1公立小中学校費国庫補助金	156	○要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金 特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するために必要な経費に対して交付されるもの 補助率：1/2

(款)14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
				2幼稚園就園奨励費国庫補助金	1,130	○幼稚園就園奨励費補助金 幼稚園児の保護者に対し、保育料等の減免や免除、幼稚園教育振興のために交付されるもの 補助率：1/3
				3文化財保護費国庫補助金	26,750	○埋蔵文化財調査事業（発掘調査・保存活用）補助金 埋蔵文化財調査等に必要経費に対し交付されるもの 補助率：1/2
△農林水産業費国庫補助金	0	100	△100			
計	77,567	176,318	△98,751			

(款)14 国庫支出金

(項) 3 国庫委託金

1総務費国庫委託金	182	69	113	1総務管理費国庫委託金	25	○自衛官募集事務委託金 自衛官募集事務に係る経費に対し、交付金総額を各市町村の入隊者数の実績等により按分し交付されるもの	25
				2中長期在留者住居地届出事務委託金	157	○中長期在留者住居地届出事務委託金 中長期在留者住居地届出事務経費に対して交付されるもの	157
2民生費国庫委託金	3,787	3,926	△139	1社会福祉費国庫委託金	3,777	○基礎年金等事務費委託金 国民年金法に基づき、国から市町村に対して交付されるもの	3,492
						○協力・連携経費委託金 市町村が実施する年金事務に対して、国から市町村に対	284

(款) 14 国庫支出金

(項) 3 国庫委託金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
						して交付されるもの ○特別障害給付金事務費交付金 1 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき、国から市町村に対して交付されるもの
				2児童福祉費国庫委託金	10	○特別児童扶養手当事務費委託金 10 特別児童扶養手当事務に要する経費に対して交付されるもの 交付額：受給権者数×単価
3農林水産業費国庫委託金	502	491	11	1農業費国庫委託金	502	○排水樋管操作委託金 502 越辺川の出水時における排水樋管操作に要する経費に対して交付されるもの 交付率：10/10
計	4,471	4,486	△15			

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

1総務費県負担金	789	395	394	1公的個人認証サービス事務交付金	1	○公的個人認証サービス事務交付金 1 電子証明書の発行手数料に対して交付されるもの
				2旅券事務交付金	788	○旅券事務交付金 788 県から事務移譲された旅券交付事務について、その事務執行経費に対して交付されるもの
2民生費県負担金	109,292	103,025	6,267	1障害者福祉費県負担金	33,709	○介護給付費等負担金 33,124 障害者総合支援法に基づく、居宅介護、ショートステイ、

(款)15 県支出金

(項) 1 県負担金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						生活介護、施設入所等の障害福祉サービス費等に対して 交付されるもの 負担率：1/4 ○補装具費負担金 278 障害者総合支援法に基づき、補装具（義肢、車イス、補 聴器等）給付費に対して交付されるもの 負担率：1/4 ○障害者自立支援医療費負担金 307 障害者総合支援法に基づき、更生医療・育成医療（心臓、 関節形成手術等）給付費に対して交付されるもの 負担率：1/4
				2国民健康保険事 業費県負担金	15,214	○国民健康保険保険基盤安定事業負担金 15,214 保険料の軽減の対象となった一般被保険者数に応じて、 平均保険料の一定割合が交付されるもの 負担率：軽減分3/4、保険者支援分1/4
				3児童福祉費県負 担金	43,346	○児童手当負担金 25,188 0歳から中学校修了前までの児童を監護する者に支給さ れる児童の手当に対して交付されるもの 手当分負担率：受給資格者の区分に応じて定める額 ○未熟児養育医療給付事業負担金 146 未熟児養育医療費の給付に要する費用について、交付さ れるもの 負担率：1/4 ○保育所児童措置費負担金 18,012 児童福祉法の規定に基づき、保育所運営に要する経費に

(款)15 県支出金

(項) 1 県負担金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
						対して交付されるもの 負担率：2.5/10
				4後期高齢者医療 保険事業費県負 担金	17,023	○後期高齢者医療保険基盤安定事業負担金 17,023 高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、保険 基盤安定制度として、低所得者等の保険料軽減分を公費 で補填する費用に対して交付されるもの 負担率：3/4
3地方分権推進交 付金	1,870	2,440	△570	1地方分権推進交 付金	1,870	○地方分権推進交付金 1,870 県から事務移譲された事務について、その事務執行経費 に対して交付されるもの
計	111,951	105,860	6,091			

(款)15 県支出金

(項) 2 県補助金

1民生費県補助金	63,137	62,537	600	1社会福祉費県補 助金	7,325	○民生委員及び児童委員活動費補助金 2,375 民生委員及び児童委員の活動を促進するために交付され るもの 補助率：定額補助 ○支え合いまちづくり推進事業費補助金 4,950 身近な地域において、住民相互の支え合い活動を促進し、 地域において支援を必要とする人々に対し、見守り・声 かけをはじめとする福祉活動を活性化するため、地域福 祉活動を調整する役割を担う者を配置するとともに、拠 点づくり・見守り活動等の事業を実施する市町村に交付
----------	--------	--------	-----	----------------	-------	---

(款)15 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位:千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						れるもの 補助率: 3/4
				2障害者福祉費県 補助金	27,087	<p>○在宅重度心身障害者手当支給費補助金 4,200 在宅の重度障害者(身体障害者手帳1・2級、療育手帳 Ⓐ・A、精神障害者保健福祉手帳1級の住民税非課税者 対象)に支給する手当に対して交付されるもの 補助率: 1/2</p> <p>○重度心身障害者医療費補助金 19,419 重度心身障害者医療費に対して交付されるもの 補助率: 1/2</p> <p>○重度障害者居宅改善整備費補助金 120 身体に重度の障害のある方が日常生活を容易にするため 住宅を改造する場合に要する費用に対して交付されるもの 補助率: 1/2 限度額 1件 12万円</p> <p>○障害児(者)生活サポート事業費補助金 1,000 在宅の障害者にホームヘルプ、一時預かり等のサービス を提供し介護者負担の軽減を図る事業に対して交付され るもの 補助率: 1/2 (補助限度額100万円)</p> <p>○生活ホーム事業費補助金 459 障害者が地域で居宅する生活ホームの運営費に対して交 付されるもの 補助率: 1/2</p> <p>○障害者自立支援特別対策事業補助金 566</p>

(款)15 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						障害者自立支援対策事業（障害者施設等事業運営円滑化事業等）に対して臨時的に交付されるもの 補助率：3/4 ○地域生活支援事業費補助金 1,281 障害者総合支援法に基づき、地域生活支援事業（日常生活用具給付事業、コミュニケーション支援事業、移動支援事業等）に対して交付されるもの 補助率：1/4以内 ○難聴児補聴器購入助成事業費補助金 42 身体障害者手帳の交付の対象とならない難聴児に、言語習得の促進、コミュニケーションの確保を目的として、補聴器の購入に要する費用の一部を助成する事業に対して交付されるもの 補助率：1/2
				3老人福祉費県補助金	340	○介護保険事業費補助金 7 社会福祉法人等が行う訪問介護や通所介護等サービスについて、生計困難等一定条件該当者が利用した場合の減免分に対して交付されるもの 補助率：3/4 ○在宅福祉事業費補助金 333 町から単位老人クラブ及び老人クラブ連合会に交付する補助金に対して交付されるもの 補助率：2/3
				4児童福祉費県補助金	28,385	○埼玉県放課後児童クラブ環境整備事業費補助金 838 放課後児童クラブにおいて児童の安心・安全の確保に寄

(款)15 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						<p>与する設備の整備や備品の購入経費、障害児を受け入れるために必要な設備の整備、改修、修繕、備品の購入経費に対して交付されるもの 補助率：2/3</p> <p>○安心・元気！保育サービス支援事業費補助金 3,171 保育サービス加配事業（低年齢児、障害児・アレルギー児の受け入れ、一歳児保育等）に要する経費に対して交付されるもの 補助率：1/2</p> <p>○埼玉県保育対策等促進事業費補助金 11,390 保育対策事業（特定保育事業や病後児保育事業等）に要する経費に対して交付されるもの 補助率：2/3</p> <p>○乳幼児医療費補助金 3,526 乳幼児の入・通院に係る医療費に対して交付されるもの 補助率：1/2</p> <p>○ひとり親家庭等医療費補助金 779 ひとり親家庭等に係る医療費に対して交付されるもの 補助率：1/2</p> <p>○放課後児童健全育成事業費補助金 8,681 保護者が昼間いない児童の健全な育成を図るために要する経費に対して交付されるもの 補助率：2/3（国庫・県費対象）、1/3（県費対象）</p>
2衛生費県補助金	1,074	7,460	△6,386	1保健衛生費県補助金	1,074	○市町村計画献血者確保促進事業費補助金 28 献血者の確保及び輸血用血液の円滑な供給体制の確立を

(款)15 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						図るため献血推進事業に要する経費の一部に対して交付されるもの 補助額：人口2万人未満一律28,000円 ○妊婦H I V抗体検査費補助金 4 妊婦健康診査（H I V抗体検査）の経費の一部に対して交付されるもの 補助率：1/3 ○健康増進事業費補助金 542 健康増進事業（歯周疾患検診、骨粗鬆症検診費等）の経費の一部に対して交付されるもの 補助率：2/3 ○地域自殺対策緊急強化基金事業費補助金 500 自殺防止のための相談体制構築や、啓発活動等の支援事業に対して交付されるもの 補助率：10/10 ※人口20万人以下の市町村は、上限500千円
3農林水産業費県補助金	3,009	2,848	161	1農業費県補助金	3,009	○埼玉県経営所得安定対策推進事業費補助金 1,500 直接支払推進事業の運営に必要な経費の一部に対し交付されるもの 補助率：定額補助 ○エコ農業直接支援事業費補助金 176 環境保全型農業直接支援事業の制度運営に必要な経費の一部に対し交付されるもの ○農業委員会交付金 1,089 農業委員会委員の手当や職員設置費に要する経費の一部

(款)15 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位:千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						<p>に対し交付されるもの 補助率：定額補助</p> <p>○米の需給調整支援事業費補助金 142 米穀の需給調整実施要領に掲げる水稻生産実施計画書の作成に要する経費に対して交付されるもの 補助率：定額補助</p> <p>○中山間地域等直接支払交付金 102 生産条件が不利な農用地の整備・管理に係る経費の一部に対して交付されるもの 対象者：竹本地区集落協定参加者 補助率：2/3</p>
4商工費県補助金	250	803	△553	1商工費県補助金	250	○消費者行政活性化事業費補助金 250 消費者相談の窓口体制の強化を図る整備事業を行う市町村に対し交付されるもの 補助率：10/10
5土木費県補助金	375	500	△125	1都市計画費県補助金	375	○住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金 375 住宅・建築物の最低限の安全の確保を図るため、住宅・建築物の耐震性の向上に資する事業等について交付されるもの 補助率：1/2
6教育費県補助金	2,079	2,065	14	1市町村総合助成事業費県補助金	1,554	○いじめ・不登校対策充実事業費補助金 1,138 いじめや不登校など問題行動の未然防止と解消を図るため、中学校に相談員を配置するための経費に対して交付されるもの 補助率：2/3
						○学力向上支援員配置事業費補助金 416

(款)15 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						小中学校において、児童生徒の基礎学力の向上を図るため、教員の指導を補助する学力向上支援員を配置する経費に対して交付されるもの 補助率：1/2
				2文化財保護費県補助金	525	○埋蔵文化財調査事業（発掘調査）補助金 525 埋蔵文化財調査に必要な経費に対し交付されるもの 補助率：1/4以内
△労働費県補助金	0	3,518	△3,518			
計	69,924	79,731	△9,807			

(款)15 県支出金

(項) 3 県委託金

1総務費県委託金	32,870	23,873	8,997	1徴税費県委託金	23,090	○県民税徴収事務取扱費委託金 23,090 個人県民税に係る徴収金を賦課徴収した市町村に対し交付されるもの
				2戸籍住民基本台帳費県委託金	16	○人口動態調査費委託金 16 出生、死亡、婚姻、離婚等の動態を、国へ調査及び報告する事務に対して交付されるもの
				3選挙費県委託金	8,740	○参議院議員通常選挙事務委託金 8,736 参議院議員通常選挙に係る市町村選挙管理委員会が行う選挙事務等に要する経費に対して交付されるもの ○在外選挙人名簿登録事務委託金 4 在外選挙人名簿登録事務（最終住所地登録申請、本籍地

(款)15 県支出金

(項) 3 県委託金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						登録申請等) に要する経費に対して交付されるもの
				4統計調査費県委託金	998	○統計調査員確保対策事業事務交付金 登録統計調査員の確保対策に係る経費に対して交付されるもの 交付率：10/10 9
						○埼玉県住民異動月報調査事務交付金 住民の異動の状況及び人口、世帯の実態を把握し、各種行政施策その他基礎資料とするために行う調査に係る経費に対して交付されるもの 交付率：10/10 6
						○埼玉県町(丁)字別人口調査事務交付金 町(丁)字別の年齢及び男女別人口に関する地区別統計情報を整備し、各種施策の基礎資料とするために行う調査に係る経費に対して交付されるもの 交付率：10/10 36
						○学校基本調査事務委託金 学校(市町村立の幼稚園・私立幼稚園、小学校、中学校等)に関する基本事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得るために行う調査に係る経費に対して交付されるもの 交付率：10/10 9
						○工業統計調査事務委託金 工業の実態を明らかにするために行う調査に係る経費に対して交付されるもの 交付率：10/10 125

(款)15 県支出金

(項) 3 県委託金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						○住宅・土地統計調査事務委託金 794 住宅とそこに居住している世帯の実態を明らかにするために 行う調査に係る経費に対して交付されるもの 交付率：10/10
						○経済センサス調査事務委託金 19 事業所・企業の活動状態を調査し、各種統計調査実施の ための母集団名簿を得るために行われる調査に係る経費 に対して交付されるもの 交付率：10/10
				5人権政策費県委託金	26	○人権啓発活動再委託金 26 人権尊重思想の普及高揚を図る等の人権啓発活動に係る 経費に対して交付されるもの 交付率：10/10
2民生費県委託金	5	5	0	1障害者福祉費県委託金	5	○療育手帳再交付事務委託金 5 埼玉県療育手帳の再交付事務に係る経費に対して交付されるもの
3衛生費県委託金	80	80	0	1環境衛生費県委託金	80	○彩の国環境保全交付金 80 前年度の公害等苦情処理件数に応じて、彩の国環境保全 交付金交付要綱の規定に基づき交付されるもの
4農林水産業費県委託金	330	264	66	1農業費県委託金	330	○アライグマ個体分析調査業務委託金 330 埼玉県アライグマ防除実施計画に基づき、実施する有害 外来生物の捕獲に要する経費に対して交付されるもの 交付率：定額交付 1頭につき 4,410円
5土木費県委託金	130	42	88	1都市計画費県委託金	130	○住生活総合調査委託金 88 住生活総合調査の調査事務に要する経費に対して交付さ

(款)15 県支出金

(項) 3 県委託金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						れるもの ○建築確認事務委託金 17 建築確認受付事務に要する経費に対して交付されるもの 交付率：均等割 6,800円＋件数割 (360円×件数) ○開発許可等申請事務委託金 25 開発許可申請等の受付事務に要する経費に対して交付されるもの 交付率：均等割 5,000円 件数割 (300円×件数＋200円×件数) の合計
6教育費県委託金	10	10	0	1中学校費県委託金	10	○ふれあい講演会委託金 10 講演会等の行事を通して、生徒及び保護者の意識を啓発し、中学校進路指導の充実を図るための経費として交付されるもの
計	33,425	24,274	9,151			

(款)15 県支出金

(項)△ ふるさと創造資金

△ふるさと創造資金	0	4,800	△4,800			
計	0	4,800	△4,800			

(款)16 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1財産貸付収入	22,519	22,518	1	1土地建物貸付収入	22,501	<p>○土地貸付料 18,920</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゴルフ場経営事業者土地貸付面積 ・(株)越生ゴルフ倶楽部：2,870.00㎡ ・日本産業(株)：10,560.00㎡ ・(株)鳩山カントリークラブ：44,588.00㎡ ・武蔵OGMゴルフクラブ：36,760.00㎡ ・鳩山スポーツランド(株)：16,830.00㎡ ・大橋バス回転場土地貸付面積 ・川越観光自動車(株)：1,062.00㎡ ・旧ふれあいセンター跡地貸付面積 ・(株)ファミリーマート：1,366.59㎡ ・携帯電話アンテナ用地貸付面積 ・(株)NTTドコモ：204.09㎡ ・KDDI(株)：332.99㎡ ・ソフトバンクモバイル(株)：4.8㎡ ・鳩山団地内用地貸付面積 ・擁壁設置用地：41.30㎡ ・(旧)鳩山幼稚園敷地内電柱設置用地貸付 ・東京電力(株)川越支社 ・東日本電信電話(株)埼玉支店 <p>○建物貸付料 3,581</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多世代活動交流センター貸付面積 ・シルバー人材センター：201.72㎡ ・ガラス工芸体験工房貸付料 ・8,400円×2曜日×12ヶ月

(款)16 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
						<ul style="list-style-type: none"> ・ ガラス工芸体験工房備品等貸付料 5,000円×2曜日×12ヶ月 ・ チャレンジスペース貸付料 (13,000円+26,000円+48,000円+12,000円)×12ヶ月 ※ 2曜日とは火・土曜日のこと ・ 健康づくりトレーニング室貸付料 鳩山町多世代活動交流センター町民活動施設貸付規程により、高年者トレーニング教室コース修了者で構成された団体に対する健康トレーニング室貸付料 ・ 新規就農者用住宅貸借料 20,000円×12ヶ月
				2地上権設定収入	18	○地上権設定収入 ガス管理設用地上権設定契約に基づき収入されるもの 18
2利子及び配当金	530	643	△113	1利子及び配当金	530	<ul style="list-style-type: none"> ○財政調整基金利子 財政調整基金の預金利子として収入されるもの 126 ○減債基金利子 減債基金の預金利子として収入されるもの 1 ○ふるさとづくり基金利子 ふるさとづくり基金の預金利子として収入されるもの 175 ○土地開発基金利子 土地開発基金の預金利子として収入されるもの 16 ○地域福祉基金利子 地域福祉基金の預金利子として収入されるもの 100 ○庁舎等改修基金利子 庁舎等改修基金の預金利子として収入されるもの 111

(款)16 財産収入

(項)1 財産運用収入

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
						○まちづくり応援基金利子 まちづくり応援基金の預金利子として収入されるもの
計	23,049	23,161	△112			

(款)16 財産収入

(項)2 財産売払収入

1財産売払収入	3	3	0	1不動産売払収入	1	○町有地売払収入 科目設定	1
				2証券売払収入	1	○証券売払収入 科目設定	1
				3物品売払収入	1	○物品売払収入 科目設定	1
計	3	3	0				

(款)17 寄附金

(項)1 寄附金

1一般寄附金	1	1	0	1一般寄附金	1	○一般寄附金 科目設定	1
2まちづくり応援 寄附金	200	200	0	1まちづくり応援 寄附金	200	○まちづくり応援寄附金 個性豊かで活力に満ちたまちづくり事業の発展のために 受け入れるもの	200
計	201	201	0				

(款)18 繰入金

(項)1 特別会計繰入金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1国民健康保険特別会計繰入金	1	1	0	1国民健康保険特別会計繰入金	1	○国民健康保険特別会計繰入金 科目設定 1
2介護保険特別会計繰入金	3	3	0	1介護保険特別会計繰入金	3	○介護保険特別会計繰入金 介護給付費分科目設定 地域支援事業費分科目設定 事務費等分科目設定 3
3後期高齢者医療特別会計繰入金	1	1	0	1後期高齢者医療特別会計繰入金	1	○後期高齢者医療特別会計繰入金 科目設定 1
計	5	5	0			

(款)18 繰入金

(項)2 基金繰入金

1財政調整基金繰入金	81,528	85,485	△3,957	1財政調整基金繰入金	81,528	○財政調整基金繰入金 各年度間の財源調整のため、本年度不足する一般財源額を繰り入れるもの 81,528
2ふるさとづくり基金繰入金	1	17,100	△17,099	1ふるさとづくり基金繰入金	1	○ふるさとづくり基金繰入金 科目設定 1
3地域福祉基金繰入金	34,522	32,240	2,282	1地域福祉基金繰入金	34,522	○地域福祉基金繰入金 地域福祉に係る経費の一部に充当するため繰り入れるもの 34,522
4庁舎等改修基金繰入金	1	1	0	1庁舎等改修基金繰入金	1	○庁舎等改修基金繰入金 科目設定 1
△まちづくり応援基金繰入金	0	100	△100			

(款)18 繰入金

(項)2 基金繰入金

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
計	116,052	134,926	△18,874			

(款)19 繰越金

(項)1 繰越金

1繰越金	60,000	60,000	0	1前年度繰越金	60,000	○前年度繰越金 前年度決算における剰余金を受け入れるもの	60,000
計	60,000	60,000	0				

(款)20 諸収入

(項)1 延滞金加算金及び過料

1延滞金	1,300	1,000	300	1延滞金	1,300	○町税延滞金 町税納付期限からの延滞に伴い納付されるもの	1,300
2加算金	1	1	0	1加算金	1	○加算金 科目設定	1
3過料	1	1	0	1過料	1	○過料 科目設定	1
計	1,302	1,002	300				

(款)20 諸 収 入

(項) 2 町預金利子

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1町預金利子	1	1	0	1町預金利子	1	○預金利子 科目設定 1
計	1	1	0			

(款)20 諸 収 入

(項) 3 貸付金元利収入

1商工費貸付金元 利収入	3,000	3,000	0	1商工費貸付金元 利収入	3,000	○小口企業保証制度保証預託金 町内の小規模企業者に対し、企業経営の安定、発展に必要 な事業資金を融資依頼するために、埼玉県信用保証協 会と債務保証契約を結んだ金融機関に預託した資金を回 収するもの 預託金：1金融機関 100万円 3,000
計	3,000	3,000	0			

(款)20 諸 収 入

(項) 4 受託事業収入

1受託事業収入	101	101	0	1受託事業収入	101	○農業者年金業務委託手数料 農業者年金基金との委託契約に基づき、受託される年金 事務に係る経費に対して交付されるもの 補助率：定額補助 101
計	101	101	0			

(款)20 諸 収 入

(項) 5 雑 入

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1雑 入	50,351	49,469	882	1県収入証紙売捌き収入	2,000	○県収入証紙売捌き収入 県収入証紙の売り捌きに係る収入 2,000
				2県収入証紙売捌き手数料	63	○県収入証紙売捌き手数料 県収入証紙の売り捌きに係る手数料収入 63
				3雑 入	48,288	○生命保険等取扱手数料 1,000 団体生命保険及び損害保険として加入している保険料の 払込手数料に係る手数料収入 ○全国町村等職員弔慰金還付金 7 全国町村会が実施している団体生命共済事業の事業精算 剰余金の還付（配当）金に係る収入 ○健康管理証明書料 2 職員が生命保険の医師取扱い契約に加入するときに、職 場で実施している定期健康診断の結果を生命保険会社に 提供（証明）するための手数料として納入されるもの ○雇用保険被保険者掛金 340 雇用保険の被保険者である臨時職員から自己負担分とし て納入されるもの ○（財）自治総合センターコミュニティ助成金 2,500 宝くじ受託事業収入を財源に住民のコミュニティ活動を 推進し、その健全な発展を図るため交付されるもの 助成金交付率：10/10（限度額100万円） ○職員駐車場使用料 475 職員駐車場使用料として職員から納入されるもの ○県民手帳販売報償金 4 県民手帳販売に係る報償金収入

(款)20 諸 収 入

(項) 5 雑 入

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						○東日本大震災に伴う仮住居入居者水道等使用負担金 仮住居入居者から水道使用量に応じて納入されるもの 1,080
						○線下補償料 36 JR東日本(大橋バスターミナル)：401.12㎡
						○熊谷气象台震度測定施設電気料金 15 震度測定施設設置者より納入されるもの
						○(旧)鳩山幼稚園電気料金 12 (旧)鳩山幼稚園利用団体より納入されるもの
						○役場庁舎自動販売機電気料金 130 自動販売機設置業者より納入されるもの
						○広告掲載スペース料 380 町の自主財源確保等のため行っている広報紙及び町ホームページへの有料広告掲載で、申込者から納付されるもの
						○財団法人埼玉県市町村振興協会市町村交付金 18,500 市町村振興宝くじ(オータムジャンボ宝くじ及びサマージャンボ宝くじ)の収益金を原資に市町村の振興のために交付されるもの
						○多世代活動交流センター自動販売機電気料金 62 自動販売機設置業者より納入されるもの
						○利用料収入(町分)町営ニュータウン駐車場 752 町営ニュータウン駐車場の利用料として指定管理者より納入されるもの
						○庁舎等コピーサービス料 3 役場庁舎のコピーサービス利用者より納入されるもの

(款)20 諸 収 入

(項) 5 雑 入

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						○がん検診手数料 各種がん集団検診受診者より自己負担分として納入されるもの(70歳以上は自己負担なし) 2,025
						○住民健診手数料 30歳代健診、C型及びB型肝炎集団検診受診者より自己負担分として納入されるもの 195
						○看護学生実習施設使用謝金 埼玉県立大学より看護学科学学生実習にかかる謝金として納入されるもの 16
						○後期高齢者医療広域連合健康診査委託金 高齢者の医療の確保に関する法律の規定により行う後期高齢者健康診査委託料として、埼玉県後期高齢者広域連合より納入されるもの 2,710
						○AAA高年者トレーニング教室参加者負担金 AAA高年者トレーニング教室参加者より自己負担分として納入されるもの 215
						○健康料理教室参加者負担金 各種健康教室で実施する調理実習参加者より自己負担分として納入されるもの 8
						○介護予防サービス計画書作成料 地域包括支援センターにおける要支援認定者の介護予防サービス計画書作成に対するサービス報酬として納入されるもの 3,643
						○鳩ヶ丘のびのびプラザ各種教室参加者負担金 鳩ヶ丘のびのびプラザにおいて開催される健康料理教室 36

(款)20 諸 収 入

(項) 5 雑 入

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						の参加者から負担金として納入されるもの
						○総合福祉センター派遣職員人件費返還金 前年度における総合福祉センター管理代行料の清算分として、指定管理者から納入されるもの
						○特別調整交付金（長寿・健康増進事業） 都道府県後期高齢者医療広域連合が策定した長寿・健康増進事業を実施した場合、広域連合より交付されるもの
						○交通災害共済加入推進交付金 埼玉県市町村総合事務組合より、加入者の拡充を図るための推進費として交付されるもの
						○活性化施設自動販売機電気料金 自動販売機設置業者より納入されるもの
						○農村公園主催事業参加者負担金 各種事業に要する材料費等の実費負担分として参加者から納入されるもの 開催見込回数：16回
						○特産品販売施設電気料負担分 施設使用団体から電気料金の一部として納入されるもの 納入額：電気料金－（基本料金の1/2＋自動販売機分）
						○特産品販売施設水道料負担分 施設使用団体から水道料金負担分として納入されるもの
						○特産品販売施設自動販売機電気料金 自動販売機設置業者より納入されるもの
						○特産品販売施設売上清算金 科目設定

(款)20 諸 収 入

(項) 5 雑 入

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						○緑の募金（家庭募金）緑化事業等交付金 緑の募金運動実施要領に基づく家庭募金を実施した市町村に対し緑化推進委員会から交付されるもの 交付率：町で集めた募金総額の1/2 121
						○特産品販売施設電話料金 施設使用団体から電話料金（電話使用料金の50%相当分）について納入されるもの 36
						○緑の募金（環境美化）緑化事業等交付金 緑の募金緑化事業交付金交付要領に基づき、市町村等が緑化のために行う経費に対して、緑化推進委員会から交付されるもの 交付率：定額 196
						○果実加工需要対策産地育成事業「新需要開発型」補助金 公益財団法人中央果実協会事業における公募対象事業で国産果実を原料とした加工品について、新たな加工・業務用需要への対応を図るために、果実加工品の試作等と低コスト・省略化栽培技術の実証等を行う事業に対して交付されるもの 交付率：定額（上限2,000千円） 1,927
						○都市計画図等頒布代 都市計画図、基本図等の頒布代として納入されるもの 48
						○亀井小学校通学専用バス利用者協力金 亀井小学校通学専用バス運行経費の一部負担分として利用児童の世帯から納入されるもの 495
						○亀井小学校太陽光発電電力余剰売却分 228

(款)20 諸 収 入

(項) 5 雑 入

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						○今宿小学校太陽光発電電力余剰売却分 136
						○鳩山小学校太陽光発電電力余剰売却分 105
						○鳩山中学校太陽光発電電力余剰売却分 57
						○町民体育館自動販売機電気料金 135
						自動販売機設置業者より納入されるもの
						○中央公民館自動販売機等電気料金 36
						自動販売機設置業者・イベント開催時電気使用者より納入されるもの
						○公民館コピーサービス料 30
						中央公民館のコピーサービス利用者より納入されるもの
						○図書館利用カード再発行料 14
						図書館利用カード再発行時に利用者より納入されるもの
						○図書館コピーサービス料 12
						図書館のコピーサービス利用者より納入されるもの
						○図書館資料等破損賠償金 12
						図書館の資料等を破損・紛失した場合に、利用者より納入されるもの
						○図書館内公衆電話使用料金 1
						図書館内設置の公衆電話利用者より納入されるもの
						○図書販売収入 100
						町史編さん関係図書等の販売により、購入者より納入されるもの
						○埋蔵文化財調査協力金 1,000
						民間開発に伴う埋蔵文化財記録保存のための調査に係る経費に対して原因者が負担するもの

(款)20 諸 収 入

(項) 5 雑 入

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
計	50,351	49,469	882			

(款)21 町 債

(項) 1 町 債

1 土 木 債	95,700	304,000	△208,300	1都市再生事業債	71,500	○社会資本整備総合交付金事業債 今宿・赤沼地区の都市再生整備計画に基づく事業に対する起債 起債充当率：90%	71,500
				2埼玉県ふるさと創造貸付金	24,200	○社会資本整備総合交付金事業債 今宿・赤沼地区の都市再生整備計画に基づく事業に対する起債 起債充当率：100%	24,200
2 教 育 債	23,100	0	23,100	1一般補助施設整備等事業債	17,300	○埋蔵文化財保存活用整備事業債 町内遺跡出土遺物の保存・活用に備えるため、既存町有施設改修整備事業に対する起債 起債充当率：75%	17,300
				2埼玉県ふるさと創造貸付金	5,800	○埋蔵文化財保存活用整備事業債 町内遺跡出土遺物の保存・活用に備えるため、既存町有施設改修整備事業に対する起債 起債充当率：100%	5,800
3臨時財政対策債	315,000	330,000	△15,000	1臨時財政対策債	315,000	○臨時財政対策債 平成13年度の地方財政対策により、普通交付税の代替措置として設けられた特例地方債	315,000
計	433,800	634,000	△200,200				